第 10 回中央執行委員会/2012.7.19

2012 春季生活闘争
パート･有期契約共闘「まとめ」

第７回回答集計結果（７月４日公表）を踏まえ、第５回パート・有期契約共闘会議において、これまでの取り組みおよび 2013 闘争へ向けた課題について以下のとおり整理する。

１．　2012 パート・有期契約共闘は、均等・均衡待遇の実現を含む総合的な労働条件の向上に取り組むとともに、2012 闘争を契機とする組織拡大を積極的に取り組む 23 産別（オブザーバー加盟３産別を含む）とともに、方針や取り組み目安の決定、取り組み状況の情報交換などについて以下のとおり会議を開催し、運動を展開してきた。

	開催日時	主な協議事項
第１回	2011/10/31 10:00～11:30	座長、副座長の選任 登録組織、氏名の確認 2012 パート・有期契約共闘方針(案)
第２回	2011/11/28 14:00～15:30	2012 パート・有期契約共闘方針(案)
第３回	2012/03/06 14:30～15:30	各構成組織の取り組み状況 2012 パート・有期契約共闘「確認事項」(案) 総務省「平成 22 年賃金構造基本統計調査」からみた賃金額分布
第４回	2012/04/03 10:30～11:30	「闘争経過および今後の進め方」について(案) 2012 連合パート･派遣等労働者生活アンケートについて
第５回	2012/06/28 16:00～17:30	2012 春季生活闘争「中間まとめ」に対するフリーディスカッション パート等時給引上、処遇改善調査集計について

２．　非正規労働者を含むすべての労働者を対象とする取り組みは今年で３年目となるが、2012 パート・有期契約共闘は、(1)均等・均衡待遇実現を含めた総合的な労働条件向上、(2)時給の引上げ、(3)企業内最賃の協定化、(4)組織拡大を取り組み目安として確認した。とりわけ、事務局は要求段階か

ら具体的な取り組み内容の収集および集約に努め、組織内外へ情報を発信することにより、運動の波及や取り組みの実現をめざすこととしてきた。

3．　具体的には、2012 春季生活闘争における重点項目として、「正社員への転換ルールの明確化・導入・促進」、「昇給ルールの明確化」、「一時金の支給」、「通勤費・駐車料金、慶弔休暇に加え福利厚生全般に関する取り組み」、「正社員と同様の時間外割増率適用」を重点項目に設定した。

4．　時給の引上げについては、誰もが時給 1,000 円や、連合リビングウェイジをめざすとする絶対水準の確保とともに、時給引上げにあたっては、職務や人材活用の仕組みに応じて引上げ額 30 円（A・B タイプ）、20 円（C・D タイプ）を引上げ目安とし、さらに均等・均衡待遇をめざす観点から格差是正分として１％を要求することを確認した。

5．　最大のヤマ場を目前に控えた第３回パート・有期契約共闘会議(2012/03/06)においては、７項目にわたる「確認事項」を決定し、正規労働者との同時決着をはかることを基本に、交渉を強力に展開し、正社員と同時に速報として積極的に公表することにより、未組織労働者等に対する社会的波及効果を高めていくこととした。

6．　第７回（最終）回答集計（７月 4 日公表）によれば、直接、間接雇用問わず、非正規労働者の待遇改善に取り組んでいる組合数は、23 産別・3,397 組合（24 産別・3,787 組合／2011/07/04 集計）となっている。そのうち、パート等直接雇用の非正規労働者に対する取り組み組合数は、22 産別・3,028 組合となっている（23 産別・3,399 組合／2011/07/04 集計）。

詳細については以下のとおりである。

(1)均等・均衡待遇の実現・解決状況（2012 重点項目）

取り組み項目	「導入済み」組合数	回答引き出し	2011/07/04 公表	2010/07/02 公表
正社員への転換ルール明確化･導入	275 組合	109 組合	64(45)	48（61）
昇給ﾙｰﾙ明確化･導入	202 組合	61 組合	25（36）	60（1）
正社員と同様の時間外割増率適用	196 組合	38 組合	49（▲11）	24（14）
通勤手当･駐車料金	343 組合	18 組合	17（1）	35（▲17）
一時金の支給	－	168 組合	226（▲58）	173（▲5）
慶弔休暇	288 組合	41 組合	44（▲3）	58（▲17）

※2011,2010 公表欄におけるカッコ内数値は 2012 回答引き出しとの比較

(2)時給の引上げ

内　容	組合数・金額	2011/07/04 公表	2010/07/02 公表
要求組合(※)	372 組合	312（60）	376（▲4）
要求金額(単純平均)	27.09 円	27.61（▲0.52）	27.44（▲0.35）
妥結組合(※)	286 組合	216（70）	242（44）
引上げ額(単純平均)	11.85 円	11.54（0.31）	11.35（0.50）

※いずれもタイプ別を含む時間給換算可能組合
※2011,2010 公表欄におけるカッコ内数値は 2012 との比較

(3)パート労働者等を含む企業内最賃協定締結
508 組合（「締結済み」含む）
【参考（カッコ内数値は 2012 との比較）】
2011/07/04 公表：1,056 組合（▲548）
2010/07/02 公表：472 組合（36）

(4)組織拡大(2011 年 7 月以降、パート労働者等を拡大した人数)
99 組合・26,884 人
【参考（カッコ内数値は 2012 との比較）】
2011/07/04 公表：105 組合・35,677 人（▲6 組合・▲8,793 人）
2010/07/02 公表： 103 組合・31,803 人（▲4 組合・▲4,919 人）

７．　７月２日時点における時給引上げの状況については、要求 372 組合・27.09 円、うち妥結 286 組合・11.85 円となっており、昨年、一昨年を上回る結果となっている。また、正社員との同時決着の進展や、新年度の労働条件は３月中に決着させるという取り組み組合数は増加しており、着実に前進していると受け止める。

時給以外の非正規労働者の処遇改善の取り組みについても、取り組み内容の充実や、正社員との同時決着に向けた運動が進展していると受け止める。

８．　今後へ向けた課題としては、パート労働者等の処遇改善に向けた具体的取り組みのさらなる前進、パート労働者等の組織化の取り組みを強化する。

パート労働者の時給水準は「職種」と「地域水準」による決定要因が大きいことを直視した具体的な取り組み方法について検討を進める。

また、「すべての働くもの」の処遇改善を求める4年目の取り組みとなる2013春季生活闘争においては、「非正規共闘連絡会議」と「パート・有期契約共闘」の関係について検討を深めていく。

以　上